

公調委平成29年（ゲ）第6号 和歌山県由良町における漁港整備工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件

裁 定

（当事者省略）

主 文

別紙物件目録記載の建物（ただし、「現況は地下室がある。」を「現況は1階が地下室となっている。」と訂正する。）に傾斜等が生じたのは、被告が別紙工事目録記載の各工事を実施したことによるものとは認められない。

事 実 及 び 理 由

第1 嘱託事項

原告について別紙物件目録記載の建物に傾斜等の損害が生じたのは、被告が平成20年12月25日から平成21年9月10日まで別紙工事目録記載の各工事を実施したことによるものであるか。

第2 事案の概要

1 原告は、a 漁港の漁港管理者である被告が行った同漁港整備事業により、原告が所有する別紙物件目録記載の建物に修復不可能な損傷が生じたとして、和歌山地方裁判所御坊支部に対し、平成27年4月3日、被告に対して1000万円の損害賠償を求める訴訟（同支部平成27年（ワ）第8号）を提起した。

原告は、上記訴訟において、被告が行った漁港整備事業のうち、別紙工事目録記載1、2の工事における掘削工事及び浚渫工事によって、砂地である上記建物の地盤が緩み、かつ、満潮と干潮の繰り返しによる海水の流出入に伴って、高地にある地盤の土砂が低地の掘削部分に流出し、流出した部分の地盤が空洞化し、同建物の地盤が沈下したため、同建物に傾斜、変形等の損傷が生じた旨主張している。これに対し、被告は、上記掘削工事及び浚渫工事による地盤沈下の事実を否認し、上記建物に損傷がみられるとしても、その原因は建物の構

造材の腐食等によるものと考えられる旨反論している。

- 2 本件は、上記支部から公害等調整委員会に対し、平成29年12月4日、被告が行った別紙工事目録記載1, 2の工事における掘削工事及び浚渫工事と別紙物件目録記載の建物の傾斜等の損傷との間の因果関係の存否について、公害紛争処理法42条の32第1項に基づく原因裁定の嘱託がなされたものである。

第3 当裁定委員会の判断

- 1 認定事実（掲記する証拠又は審問の全趣旨により認められる。）

(1) 別紙物件目録記載の建物

別紙物件目録記載の建物は、昭和44年4月30日、同目録記載の土地上に地上3階建ての建物として新築された（甲1, 2）。原告及びその夫は、上記建物で「b」という釣り宿を経営していた。上記建物の1階の南側及び東側は、船の出し入れ等外から出入りができる構造であったが、後に2階の高さまで周囲の通路の高さを上げた際に、外から出入りができる部分をブロックで埋めて地階とし、また、昭和50年頃までに3階の上に増築がされた（甲15, 職1）。

そのため、上記建物は、現状、地階、1階及び2階から成り（以下、これを「本件建物」といい、各階の呼称についても、別紙物件目録記載2及び全部事項証明書（甲2）の記載と異なり、地階、1階及び2階とする。）、その上に、上記増築部分である3階がある。

なお、平成23年5月頃以降、釣り宿としての使用はされていない。

(2) 別紙工事目録記載1, 2の工事

ア 別紙工事目録記載1, 2の工事は、被告が、平成18年11月から平成22年3月までの間に行ったa漁港整備事業（A防波堤の改良工事及び新設工事、護岸工事、物揚場、船揚場及び泊地の新設工事等）の一部である。

なお、和歌山県は、平成19年3月から平成24年3月までの間にc線

改良工事として、既設の県道（以下「旧県道」という。）の西側（海浜側）に、ほぼ並行する形で県道を新設し、その護岸工事等を行った（以下、新設された県道を「新県道」という。）。

本件建物と被告の a 漁港整備事業及び和歌山県の c 線改良工事が行われた場所との位置関係並びに各事業及び工事が行われた時期は、別紙図面 1 のとおりであり、a 漁港から本件建物までの距離は最短で 70 m 程度である。

イ a 漁港整備事業前の a 漁港は、A 防波堤及び B 防波堤で囲まれた部分の北東側に A 物揚場（40 m 長）と B 船揚場（10 m 長、斜路）等があり、南西側は自然の砂浜が広がっている状態であった（乙 26 の 1，28）。

別紙工事目録記載 1 の工事（平成〇〇年度漁整第●号，工期：平成 20 年 12 月 25 日から平成 21 年 7 月 17 日まで，請負業者：株式会社 d，以下「本件工事 1」という。）は、B 船揚場等を撤去し、撤去部分と上記砂浜に、物揚場（65 m 長），船揚場（20.3 m 長）等を設置する工事である（別紙図面 2 の施工範囲は正確ではない。）。

別紙工事目録記載 2 の工事（平成〇〇年度漁整第△号，工期：平成 20 年 12 月 25 日から平成 21 年 9 月 10 日まで，請負業者：株式会社 e，以下「本件工事 2」という。）は、上記物揚場と船揚場の新設に伴い、泊地（2060 m²）を整地する工事である（別紙図面 2 の施工範囲は正確ではない。）。

ウ 本件工事 1 及び本件工事 2 では、設計された高さ（深さ）まで土砂や岩盤を掘り下げる必要があり、起重機船のクレーンで削岩棒（直径の平均 50 cm，長さ 3 m，重量約 5 t）を自由落下させる方法とバックホウに取り付けられた大型の水中ブレイカーを使用する方法により、掘削工事及び浚渫工事が行われた。

本件工事 1 では、物揚場，船揚場の基礎部分（乙 23 の着色された箇

所の基礎部分)について、平均海水面より－3.00mまで、本件工事2では、航行に必要な水深を確保するため必要があった場所(乙20及び21の1～5の着色部分)について、平均海水面より－2.50mまで、掘り下げた。これらの掘り下げにあたって、砂浜又は海底の土砂、場所によっては岩盤(泥岩)を掘削し、浚渫した(甲5,6,乙22,被告の平成30年5月18日付け求釈明に対する回答書)。

以上の本件工事1及び本件工事2による浚渫量は、合計4564.27m³であった(ただし、浚渫船に積載された状態の土砂・礫類の体積を計算して算出したもので、積載した際にできる空隙部分を含む。乙17ないし19)。

(3) 現地調査(職1)

公害等調整委員会事務局職員は、下村修一専門委員(以下「下村専門委員」という。)立会いの上、平成30年5月29日、a漁港及び本件建物並びにその周辺の調査(以下「本件現地調査」という。)を行った。

2(1) 以上を踏まえ、本件囑託事項について検討する。

下村専門委員は、意見書(職2)において、当事者双方から提出された証拠及び本件現地調査の結果を踏まえ、①工事による地盤変状に伴う影響は、工事範囲から離れるにしたがって小さくなるのが一般的であり、仮に浚渫工事等に伴う地盤変状の影響が出るとすれば、被告による浚渫工事等が行われた現場と本件建物との間に存在し、かつ、地盤変状が生じる地層よりも浅い深度に支持されている構造物により顕著な影響が出るものと考えられるとした上で、本件現地調査において、本件建物よりも被告による浚渫工事等の現場に近い場所に地盤変状をうかがわせる特段の被害が見受けられなかったこと(職第1号証の事実調査報告書別紙1の図面によれば、本件工事1及び本件工事2の掘削工事及び浚渫工事が行われた場所(上記1(2))と本件建物との間には、既設物揚場、B防波堤、新県道、旧県道及びその防潮堤等が存在

するところ、上記別紙1の写真②ないし④、⑥を見ても、それらに特段の被害が生じた様子はいかがえない。)から判断して、上記浚渫工事等による地盤変状は発生していないか、仮に地盤変状が発生した可能性があったとしてもごく軽微に留まるもので、a漁港周辺の土地に地盤変状による被害が生じた可能性は低いと考えられる旨述べている。

また、下村専門委員は、上記意見書において、②本件建物の全体が西側に傾倒し、正面玄関の柱が東側に傾いていることを確認したとした上で、本件建物の傾斜の原因が地盤変状にあるならば、一般に不同沈下に伴う柱の傾斜が観察されるものと考えられるところ、本件現地調査の結果、地階の柱には大きな傾斜は認められず、他方、地階の梁は、激しく腐食し、断面が欠損している箇所が多く、特に玄関柱を支えている梁は断面の欠損と傾斜が認められており(下村専門委員が指摘する梁の傾斜は、職第1号証の別紙3の写真⑮のとおり。なお、同写真⑮は、平成22年10月1日に撮影された甲第7号証の「地階現況写真①」No.37とほぼ同じ位置で撮影したものと認められるが、梁の腐食と傾斜は、同写真と比較してより進行しているように見える。)、その影響で本件建物の上記傾斜等の不具合が生じたと思われる旨述べている。

以上のとおり、下村専門委員の意見書は、その前提となる事実の認識において客観的、実証的であり、結論に至る論理過程も合理的であって信用性は高いというべきである(当事者双方から、職第1、2号証に対する特段の意見はなかった。)。この意見書によれば、上記①、②の観点からみて、本件建物に生じている傾斜等の被害は、本件工事1及び本件工事2の掘削工事及び浚渫工事に起因する地盤変状によるものとは認められない。

(2) これに対し、原告は、本件工事1及び本件工事2の掘削工事及び浚渫工事によって本件建物の地盤が沈下し、本件建物に傾斜等の損傷が生じたことの証拠として、f一級建築士(以下「f建築士」という。)の意見書等(甲1

2, 14, 15, 24の1～3, 25の1～18, 26の1～8, 27の1～15, 28の1～16, 31)を提出する。

f 建築士は、本件建物以外にも地盤沈下の徴表が現れているとして、電柱の傾きや空洞、ブロックの損傷等を複数箇所指摘している。しかし、本件工事1及び本件工事2の掘削工事及び浚渫工事が行われる前のそれらの状況は明らかにされていない上、それらの指摘箇所は、全て本件建物以北であって、上記1(2)で認定した掘削工事及び浚渫工事が行われた場所からみて本件建物より離れた場所であり、下村専門委員の意見書に示された見解①(上記(1)①)によれば、それらの指摘箇所の事象が、同掘削工事及び浚渫工事に起因する可能性は低いと考えられる(そもそも、f 建築士は、B防波堤以北の沖まで掘削、浚渫が行われたことを前提としているようであり(甲15の資料⑧の4枚目、甲17の2参照)、施工範囲の認識に誤りがある。))。

次に、f 建築士は、地盤沈下が生じていることの根拠として、本件建物の壁面頂点の傾倒(西側)の進行及びそれに伴う正面外壁の座屈を指摘している。しかし、上記(1)②のとおり、本件現地調査において、本件建物の地階の柱に大きな傾きが確認されていないことからすれば、上記指摘事象が地盤変状によるものとは考え難い上、下村専門委員の意見書に示された見解②(上記(1)②)によれば、それらの事象は、玄関の柱を支えている地階の梁等の腐食、傾斜が影響しているものと考えられるのであって、本件建物の地盤が沈下していることの証拠にならない。また、f 建築士は、平成22年の調査時と比較して平成28年には本件建物の2階の床の傾斜が進行していることも指摘しているが、この点も上記と同様であり、本件建物の地盤が沈下していることの証拠にならない。

その他、f 建築士の説明書(甲15)には、g 株式会社による地盤調査報告書(資料①)や有限会社hの意見書(資料③-1)等が添付されているが、これらはいずれも本件建物の損傷が地盤沈下によるものであることを実証的

に十分な根拠をもって説明しているものとはいえない。

3 結論

以上のとおり，下村専門委員の意見書によれば，本件工事1及び本件工事2の掘削工事及び浚渫工事と本件建物の傾斜等の損傷との間の因果関係を認めることはできず，同意見書を覆すに足りる証拠はない。また，他に，これらの工事と本件建物の傾斜等の損傷との間の因果関係を認めるに足りる的確な証拠もない。

よって，本件囑託事項について，上記因果関係は認めることはできないので，主文のとおり裁定する（ただし，別紙物件目録記載の建物について，『ただし，「現況は地下室がある。」を「現況は1階が地下室となっている。」』と訂正する。）。

平成31年2月26日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 荒 井 勉

裁定委員 野 中 智 子

裁定委員 松 田 隆 利

(別紙省略)